

岩手県監査委員告示第48号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第41号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月6日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 耆朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 保健福祉部保健福祉企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年8月5日

イ 本監査実施日 平成28年8月29日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産貸付料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが13件、526,107円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	歳入科目の誤りの内容について担当内で情報共有を図った。 今後は、調定の際に複数による確認を徹底することにより再発防止に努める。
資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成していないものが5件、29,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	資金前渡金の受領及び支出がない月の資金前渡精算書を作成していなかったものである。 今後は、支出一覧表に精算書作成チェック欄を設け、確認を行うことにより再発防止に努める。

2(1) 監査対象機関名 保健福祉部健康国保課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月12日

イ 本監査実施日 平成28年8月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
支出事務の執行に当たり、事業完了後著しく遅れて支出しているものが多数あったので、適正な事務の執行に努められたい。	適正な支出事務を行うため、以下の対策を講じることとし再発防止に努める。 ア 請求書をチーム内で共有できる場所に置く。 イ 担当課長は、チームの業務状況を勘案のうえ、当該請求に係る支出事務を行う職員を選び、事務処理を指示する。 ウ 課内において、チームの支出事務に係るチェック票を作成し、当該チェック票に支出に係る起案文書の確認日等を記載することにより、支出事務の進行管理を行う。

3(1) 監査対象機関名 保健福祉部地域福祉課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月7日

イ 本監査実施日 平成28年8月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金事務の執行に当たり、補助事業の完了後に交付決定をしているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	事業実施（予定）一覧表を整備し、会計事務自己点検時に一覧表により事務手続の進捗状況と事業の実施状況を複数体制で確認することとし、再発防止に努める。

4 (1) 監査対象機関名 保健福祉部長寿社会課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月15日

イ 本監査実施日 平成28年8月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報償費及び旅費の支出に当たり、事業完了後相当期間経過してから支出負担行為を行っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	会議に係る委員謝金及び旅費について、開催前に支出負担行為すべきところを相当期間経過してから処理したものである。 今後は、毎月の業務ミーティングにおいて支出負担行為から支払までの進捗状況を確認することとし、再発防止に努める。

5 (1) 監査対象機関名 保健福祉部医療政策室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月13日

イ 本監査実施日 平成28年8月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、30,200円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費については、平成28年8月5日に支給を完了した。 今後は、担当内で複数による事務の進捗状況の管理等により再発防止に努める。

6 (1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年6月29日及び30日

イ 本監査実施日 平成28年8月4日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
------------	------

<p>県営住宅入居敷金の徴収に当たり、減額調定をしていないものが2件、106,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>県営住宅入居敷金の徴収に当たっては、調定内容に変更等がある場合は、速やかに調定の変更等を行うなど、適正な事務の執行に努めることとした。</p>
---	--

7(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年5月24日及び25日

イ 本監査実施日 平成28年8月3日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>工事の執行に当たり、変更契約の内容及び時期が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>工事の執行に当たっては、大きな数量の変更が判明した場合は、速やかに変更契約を行うこととし、適正な事務の執行に努めることとした。</p>